

【18】幼稚園における学校評価推進モデル事業(新規)

平成20年度概算要求額:95百万円

事業開始年度:平成20年度

事業達成年度:平成25年度

主管課

初等中等教育局幼児教育課(課長:田河 慶太)

事業の概要

平成19年度中に作成する予定の「幼稚園における学校評価ガイドライン(案)」をモデル幼稚園に提示して、実際に公立、私立幼稚園においてガイドラインに沿った学校評価を実施することにより、評価内容、方法の改善・充実を図る。

必要性

現在、幼稚園における学校評価の実施率について、自己評価は公立幼稚園で85.9%(全公立学校:97.9%)、私立幼稚園で51.1%(全私立学校52.4%)、また、外部評価は公立幼稚園で31.9%(全公立学校:51.5%)、私立幼稚園で11.9%(全私立学校:13.2%)と、いずれの項目においても幼稚園での実施率は、全学校の割合と比較して低くなっている。

一方、平成19年6月に改正された学校教育法第42条に基づき、幼稚園においても、文部科学大臣の定めるところにより当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない旨規定されるなど、学校評価の重要性が法令上明らかにされたところでもある。

また、幼児教育の重要性にかんがみ、幼児期から「生きる力」の育成を図るためには、質の高い幼児教育が提供されることが不可欠であり、「教育内容等の質」を高めるとともに、その質の「評価」を充実することにより、教育内容等の継続的な点検・改善を行う必要がある。

(本事業に関する審議会からの提言等)

- ・「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日 閣議決定)
- ・「社会総がかりで教育再生をー第二次報告ー」(平成19年6月1日 教育再生会議決定)
- ・「幼児教育振興アクションプログラム」(平成18年10月4日 文部科学大臣決定)
- ・「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」
(平成17年1月28日 中央教育審議会答申)

効率性

本モデル事業を実施することにより、「幼稚園における学校評価ガイドライン(案)」を各幼稚園の実態に即した形で見直すことができ、効率性の観点から妥当である。

(事業のアウトプット)

- ・公立幼稚園、私立幼稚園において、それぞれの園の教育方針等に応じた学校評価を行うことができる。
- ・各幼稚園からの成果報告を受けることにより、ガイドライン(案)の問題点を洗い出すことができる。

(事業のアウトカム)

- ・全国の幼稚園において、国が示したガイドライン(案)に沿った学校評価の先行事例を得ることができる。
- ・成果報告及び学校評価推進会議からの意見・提言を踏まえ、ガイドライン(案)の見直しをすることができる。

有効性

(施策目標)

施策目標2 - 1 確かな学力の育成

(得ようとする効果及びその達成見込み)

本事業により、策定された「幼稚園における学校評価ガイドライン」と、実際の運用成果を記した事例集と併せて各地域に配布することで、今まで学校評価を実施していなかった／不十分な取組みしかできていなかった幼稚園に対して、モデル的な学校評価の進め方を提示することで、従来、他の学校種と比較して低かった幼稚園における学校評価の実施率を高めることができると考える。

公平性、優先性

本事業は、幼稚園関係者や学識経験者などの有識者から構成される「幼稚園における学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」からの意見・提言を受けながら事業を実施することとしているとともに、モデル事業については、公立幼稚園を設置・運営する市町村教委と、私立幼稚園を設置・運営する学校法人の両方に委託することで、公立・私立の幼稚園ともに学校評価に関するきめ細やかな運用成果を得ることができる。

広報計画

本事業の成果の普及に際しては、全国の幼稚園関係者の参加の下で「幼稚園における学校評価成果発表フォーラム(仮称)」を開催し、それぞれのモデル的な取組事例及びその実施成果の発表、また事例集の作成・配布を通じて、各地域における幼稚園の学校評価の取組みの普及・促進を図る。

備考

- ・ 学校教育法第42条
- ・ 平成20年度機構定員要求において、幼稚園における学校評価体制の強化として「幼稚園学校評価係(2名増)」を要求中

幼稚園における学校評価推進モデル事業(新規)

幼稚園における学校評価ガイドラインの内容について検証するため、実際に公立、私立幼稚園においてガイドラインに沿った学校評価を実施し、その改善・充実を図る。

